

令和 8 年 6 月 3 0 日

(名称) 佐久市地域公共交通確保維持改善協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

佐久市内の公共交通は、北陸新幹線、ＪＲ小海線、各運行事業者が運行する路線バス、タクシーのほか、デマンド交通により構成されている。これらの公共交通機関は、通勤・通学や通院の際、市民の「生活の足」となる日常生活に必要不可欠な移動手段であり、維持存続を図っていく必要がある。その中でも、路線バス山手線とデマンド交通は市外からの広域的な移動において重要な役割を担っている路線バス中仙道線や鉄道と接続し、通勤・通学手段となるほか、高齢者等の移動手段として必要不可欠な役割を担っている。

しかしながら、市民の日常生活における自家用自動車への依存度は高いままであり、少子高齢化による市の財政負担の増加、運転手不足や運賃収入の減少等による民間交通事業者の経営環境の悪化など、自治体や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しい状況となっている。

そのため、地域公共交通確保維持事業により山手線及びデマンド交通を確保・維持することで住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

山手線

- ・利用者数：22,703 人（直近年度の実績：20,553 人）とする。
- ・収支率（廃止代替バス佐久御代田線と合算）：15.6%（直近年度の実績：17.0%）とする。
- ・公的資金投入額（廃止代替バス佐久御代田線と合算）：20,778,720 円（直近年度の実績：25,982,820 円）とする。

デマンド交通（補助対象外エリア分含む。）

- ・利用者数：42,631 人（直近年度の実績：90,030 人）とする。
- ・収支率：7.1%（直近年度の実績：8.7%）とする。
- ・公的資金投入額：102,000,000 円（直近年度の実績：145,805,357 円）（佐久市地域公共交通計画 P 48、49 参照）

(2) 事業の効果

ア 山手線

朝夕の通学通勤時間帯に平日毎日運行し、「中仙道線」の八幡バス停留所等において当該路線と接続することにより、児童生徒、通勤者の広域的な通学通勤手段が確保される。

更に、令和 5 年 4 月からのルート変更により、臼田地域の高校及び総合病院への移動手段としても利便性を高めている。

利用の多い学生の利便性向上を主な目的として、ルートやダイヤ変更について事業者と協議をしていく。

イ 市内全域デマンド交通（市街地エリア、浅間エリア、東エリア、中込エリア、野沢エリア、浅科エリア、望月エリア）

市内全域を 8 系統（うち 1 系統は補助対象外）のデマンド交通により網羅し、市内のどこからでもデマンド交通の乗車のみで地域間幹線系統である「中仙道線」の停留所や、佐久平駅などで鉄道へ接続が可能となる。

これにより、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要不可欠な移動手段としてだけでなく市外への移動手段としての利便性の向上が図られ、地域住民の外出促進及び地域の活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・市民が多く集まるイベントでの車両展示など公共交通体験イベントの実施（市、事業者） ・公共交通の乗り方や便利さを知ってもらうための出前講座の実施、利用促進動画の活用等（佐久市） ・利用が見込まれる施設等への停留所の新設等（佐久市） ・運賃以外の収入による収支改善に向けた取組みの検討（佐久市・事業者） ・アンケート調査結果等から把握したニーズを踏まえたバス運行ルートやダイヤの見直し（佐久市・事業者） ・近隣市町村への近距離移動を担う小海線や遠方への長距離移動を担う北陸新幹線との円滑な接続確保（佐久市・事業者） （佐久市地域公共交通計画 P 4 0 ～ 4 3 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る山手線及びデマンド交通について、その運行に係る費用総額約 1 億 1,100 万円（前年度実績から試算）のうち、佐久市から運行事業者への補助金額等については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート（郵送アンケート）
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和3年6月11日（第1回協議会）	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
8月10日（書面協議）	定時定路線運行について協議
令和4年2月4日（書面協議）	デマンド交通の運行体系見直し（エリアの区域・名称の変更等）について協議
3月24日（書面協議）	デマンド交通の運行事業者について協議
6月27日（第1回協議会）	地域内フィーダー系統確保維持計画、佐久市地域公共交通計画（仮称）策定スケジュール、定時定路線運行等について協議
8月23日（書面協議）	路線バス布施線・春日線の見直しについて協議 佐久市地域公共交通計画（素案）について報告
11月10日（書面協議）	佐久市地域公共交通素案、デマンド交通の運行事業者について協議 キャッシュレス決済・デマンド交通の土曜日運行の試行について報告
令和5年2月8日（書面協議）	佐久市地域公共交通計画策定、キャッシュレス決済の本格実施、路線バスの見直し等について協議
6月28日（第1回協議会）	佐久市地域公共交通計画別紙について協議
令和6年2月5日（第3回協議会）	山手線の増便について協議
6月27日（第1回協議会）	佐久市地域公共交通計画別紙について協議
令和7年6月30日（第1回協議会）	佐久市地域公共交通計画別紙について協議
令和8年1月19日（書面協議）	山手線の運行経路・時刻表の変更を伴う停留所の新設について
6月30日（第1回協議会）	佐久市地域公共交通計画別紙について協議

19. 利用者等の意見の反映状況

市のホームページにて本計画に関する意見募集を実施した。

路線バス沿線の高校生及び保護者を対象にアンケートを実施し、主な利用目的である通学におけるニーズに対応し、利便性を向上させるための計画とした。

無作為抽出した市民及びデマンド交通の利用者を対象にアンケートを実施し、自身で自家用車を運転できない交通弱者等が公共交通を利用しやすい環境づくりを目標とするとともに、デマンド交通の主な利用者である高齢者のニーズに対応し、利便性を向上させるための計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）長野県佐久市中込 3056 番地

（所 属）佐久市 環境部

生活環境課 生活公共交通係

（氏 名）

（電 話）0267-62-2111（内線 383）

（e-mail）seikan@city.saku.nagano.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。